

1 市民税

(1) 主な法令改正等

ア 定率減税の見直し

個人住民税の定率減税が縮減され、平成 18 年度から減税額は所得割額の 7.5%（2 万円を限度）（改正前 15%、限度額 4 万円）に改正された。

イ 老年者控除の廃止

年齢が 65 歳以上で、前年の合計所得金額が 1000 万円以下の者に適用されていた老年者控除（住民税 48 万円）が、平成 18 年度から廃止された。

ウ 65 歳以上の非課税措置の廃止

年齢が 65 歳以上で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の者の非課税措置が廃止された。なお、経過措置により、前年の合計所得金額が 125 万円以下であり、かつ平成 17 年 1 月 1 日現在で 65 歳以上の者には平成 18 年度課税額は 3 分の 1、平成 19 年度課税額は 3 分の 2 に軽減された。

エ 年金課税の改正

年齢が 65 歳以上の者の公的年金等控除額の上乗せ部分が平成 18 年度分の計算から廃止された。ただし、平成 18 年 1 月 1 日現在で年齢が 65 歳以上の者については、公的年金等控除額の最低額 70 万円に 50 万円を加算し、120 万円控除する特例措置が講じられた。

オ 非課税限度額の引き下げ

基準額が変更されたことにより、平成 18 年度から個人住民税の均等割と所得割の非課税限度額が引き下げられた。

○均等割の非課税限度額

所得の金額が、28 万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または、扶養親族を有する場合には、その金額に 168,000 円（改正前 176,000 円）を加えた金額）以下の者は、均等割は非課税。

○所得割の非課税限度額

所得の金額が、35 万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または、扶養親族を有する場合には、その金額に 32 万円（改正前 35 万円）を加えた金額）以下の者は、所得割は非課税。

(2) 課税状況

市県民税の調定

ア 現年度分

(ア) 個人

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
均 等 割	73,515 人	206,253,120 円	73,515 人	90,169,870 円
所 得 割	67,064	5,221,533,040	66,932	2,234,511,170
合 計	73,660	5,427,786,160	73,660	2,324,681,040

* 県民税均等割には「森林環境保全税」300円が上乗せ課税

(イ) 法 人

区 分	納税義務者数 (延べ数)	調 定 額
均 等 割	5,484 件	560,957,800 円
うち旧淀江町分	166	9,608,800
法 人 税 割	3,027	1,629,997,700
うち旧淀江町分	85	22,242,000
合 計	8,511	2,190,955,500
うち旧淀江町分	251	31,850,800

イ 退職所得に係る分離課税分

申告納付件数	市 民 税	県 民 税
546 件	138,491,495 円	48,453,730 円

ウ 過年度分

(ア) 個 人

市 民 税		県 民 税	
納税義務者数	調 定 額	納税義務者数	調 定 額
661 人	44,042,660 円	661 人	14,591,640 円

(イ) 法 人

区 分	納税義務者数 (延べ数)	調 定 額
均 等 割	36 件	3,532,800 円
うち旧淀江町分	3	145,800
法 人 税 割	387	44,375,100
うち旧淀江町分	16	284,200
合 計	423	47,907,900
うち旧淀江町分	19	430,000

エ 減免申請に基づく処理状況

(ア) 個人市県民税

申請件数	否認件数	減免件数	減 免 税 額	
			個人市民税	個人県民税
2 件	0 件	2 件	19,400 円	20,100 円

(イ) 法人市民税

申請件数	否認件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法人税割
9 件	0 件	9 件	430,000 円	0 円

オ 定率減税の額

市 民 税	県 民 税	合 計
288,938,400 円	144,898,200 円	433,836,600 円

(2) 申告相談

次のとおり申告相談を2会場で実施した。

○米子コンベンションセンター

米子税務署と合同で実施し、米子市は主に年金、農業所得に関するコーナーを担当した。

- ・相談期間 平成19年1月23日(火)～平成19年3月15日(木)
- ・相談件数 17,425件(会場全体での件数)

○米子市役所淀江支所

淀江地区の申告相談

- ・相談期間 平成19年2月16日(金)～平成19年3月9日(金)
- ・相談件数 1,010件

2 固定資産税

(1) 課税状況

ア 固定資産税の調定明細

(ア) 現年度分

区 分	土 地	家 屋	償却資産	計
調 定 額	3,456,252,301 円	4,112,506,658 円	1,238,283,941 円	8,807,042,900 円
納税義務者数	39,925 人	42,925 人	1,830 人	56,610 人

(イ) 過年度分

区 分	土 地	家 屋	償却資産	計
調 定 額	1,100 円	0 円	1,712,100 円	1,713,200 円
納税義務者数	1 人	0 人	4 人	5 人

イ 固定資産税の軽減状況

(ア) 減免申請に基づく処理状況

申請件数	否認件数	減免件数	減免税額
977 件	37 件	940 件	43,875,461 円

(イ) 新築住宅に対する減額

区分	個数	対象床面積	軽減税額
一般住宅	2,549 個	221,230 m ²	88,643,000 円
中高層耐火住宅	1,547	98,031	56,580,000
計	4,096	319,261	145,223,000

(2) 評価状況

ア 土地

(ア) 提示平均価額

年度別	田 (1,000 m ² 当たり)	畑 (1,000 m ² 当たり)	住宅 (1 m ² 当たり)	山林 (1,000 m ² 当たり)
平成17年度	124,492 円	66,956 円	30,039 円	12,478 円
平成18年度	127,592	65,104	26,481	13,208
増減	3,100	△1,852	△3,558	730

(イ) 地目別評価状況

地目	地積	決定価格	課税標準額
田	22,255,434 m ²	25,115,423 千円	5,870,299 千円
畑	16,240,318	29,179,651	4,593,892
宅地	22,913,655	598,097,482	185,955,971
鉱泉地	66	73,016	50,305
池沼	49,575	6,972	6,170
山林	17,776,339	2,867,389	1,670,943
牧場	9,349	237	215
原野	4,163,356	80,695	55,402
雑種地	5,211,533	52,676,182	32,925,095
計	88,619,625	708,097,047	231,128,292

(ウ) 市街化区域農地の評価状況

区分	地積	決定価格	課税標準額
田	814,861 m ²	22,379,651 千円	3,239,606 千円
畑	1,201,743	28,202,536	3,700,608
計	2,016,604	50,582,187	6,940,214

イ 家 屋

(ア) 提示平均価額

年 度 別	木 造 家 屋 (1㎡当たり)	非 木 造 家 屋 (1㎡当たり)
平成17年度	旧米子市分 18,310 円 旧淀江町分 16,550	旧米子市分 48,660 円 旧淀江町分 38,613
平成18年度	16,442	43,232
増 減	—	—

(イ) 構造別総評価状況

区 分	棟 数	床 面 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額
木 造	61,422 棟	6,045,905 m ²	98,994,904 千円	98,607,236 千円
非 木 造	14,030	4,370,534	188,706,607	188,283,234
計	75,452	10,416,439	287,701,511	286,890,470

ウ 償却資産

(ア) 評価主体別決定価格等

区 分	件 数	決 定 価 格	課 税 標 準 額
市長が評価し決定したもの	1,780 件	62,452,936 千円	61,723,478 千円
総務大臣が評価し決定したもの	38	22,841,099	22,079,400
計	1,818	85,294,035	83,802,878

(イ) 市長が評価した資産別の評価状況

区 分	決 定 価 格	課 税 標 準 額
構 築 物	16,370,284 千円	16,210,051 千円
機 械 装 置	29,362,380	28,814,639
船 舶	133,352	113,298
航 空 機	0	0
車 両、運 搬 具	213,011	213,011
工 具、器 具、備 品	16,373,909	16,372,479
計	62,452,936	61,723,478

(3) 縦覧期間中の閲覧・縦覧状況

縦覧期間 4月3日～5月31日

区 分	土 地	家 屋	償却資産	計
閲覧者数	314	279	49	340
縦覧者数	11	2		11

3 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

年度別	件数	算定標準額	交付金額
平成17年度	22件	5,534,936,000円	77,488,000円
平成18年度	19	5,209,282,000	72,929,000
増減	△3	△325,654,000	△4,559,000

4 軽自動車税

(1) 課税状況

ア 現年度分

納税義務者数	課税台数	調定額
38,479人	53,048台	272,836,600円

種別		税率 (円/台)	賦課期日 台数(台)	非課税 台数(台)	減免台数 (台)	課税台数 (台)	調定額(円)	
原動機付自転車	第一種	1,000	4,990	17	6	4,967	4,967,000	
	第二種乙	1,200	585	4	0	581	697,200	
	第二種甲	1,600	256	28	4	224	358,400	
	ミニカー	2,500	28	0	0	28	70,000	
小型特殊自動車	農耕車	1,600	2,419	9	0	2,410	3,856,000	
	その他	4,700	154	7	0	147	690,900	
軽自動車	軽二輪	2,400	965	2	1	962	2,308,800	
	軽三輪	3,100	5	0	0	5	15,500	
	四輪 貨物	自家用	4,000	16,393	167	244	15,982	63,928,000
		営業用	3,000	192	0	1	191	573,000
	四輪 乗用	自家用	7,200	27,282	98	568	26,616	191,635,200
		営業用	5,500	2	0	0	2	11,000
	雪上車	2,400	5	1	0	4	9,600	
二輪の小型自動車		4,000	946	2	15	929	3,716,000	
合計			54,222	335	839	53,048	272,836,600	

イ 過年度分

納税義務者数	課税台数	調定額
10人	20台	92,800円

(2) 減免の状況

区分	申請件数	減免件数	減免台数	減免税額	
公益のため直接使用するもの	15件	15件	127台	703,200円	
自動車学校の生徒の教習用	2	2	7	17,800	
身体障がい者等 に対するもの	本人が運転するもの	228	228	228	1,392,200
	家族が運転するもの	100	100	100	640,000
その構造が身体障がい者の利用に供するためのもの	10	10	15	94,200	
合計	355	355	477	2,847,400	

5 市たばこ税

(1) 主な法令改正

税率の引き上げ（平成18年7月1日から）

区 分	改正前	改正後
旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき	2,977円	3,298円
旧3級品の製造たばこ 1,000本につき	1,412円	1,564円

(2) 手持品課税

法令改正に伴い、平成18年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者及び小売販売業者に対して手持品課税を行った。

区 分	税 率
旧3級品以外の製造たばこ 1,000本につき	321円
旧3級品の製造たばこ 1,000本につき	152円

(3) 課税状況

区 分	通 常 分		手 持 品 課 税 分		計
	課税標準（本）	調定額（円）	課税標準（本）	調定額（円）	調定額（円）
旧3級品以外の製造たばこ	325,354,973	1,032,970,047	15,884,801	5,098,953	1,038,069,000
旧3級品の製造たばこ	6,816,580	10,306,257	230,070	34,920	10,341,177
合 計	332,171,553	1,043,276,304	16,114,871	5,133,873	1,048,410,177

6 鉱産税

課税状況

課税標準	税 率	調定額
—	1.0 / 100	—

課税標準が200万円以下の場合の税率は0.7 / 100

7 特別土地保有税

地方税法の改正により、平成15年度以降特別土地保有税の新たな課税は行わないこととされた。

(1) 申告状況

過年度分

区 分	申告件数	算出税額	徴収猶予税額	免除税額	調定額
土地の保有にかかるもの	0件	0円	0円	0円	0円
土地の取得にかかるもの	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 免除の状況

過年度分

区 分	申請件数	承認件数	免除税額	否認件数
土地の保有にかかるもの	1 件	1 件	10,762,900 円	0 件
土地の取得にかかるもの	1	1	168,200	0
計	2	2	10,931,100	0

8 入湯税

課税状況

課税標準	税 率	調 定 額	特別徴収義務者数
450,237 人	1 人当たり 150 円	67,535,550 円	32 人

9 窓口事務

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区 分	一 般	公 用	合 計
標 識 交 付 申 請	760 件	1 件	761 件
廃 車 申 告	961	1	962
変 更 申 告	149	0	149
標 識 再 交 付 申 請	5	0	5
標 識 弁 償	5	0	5

(2) 証明取扱件数

所 得 証 明	23,535 件
資 産 証 明	6,005
住 宅 用 家 屋 証 明	525
車 庫 証 明	0
廃 車 証 明	88
そ の 他 の 証 明	446

(3) 閲覧取扱件数

閱 覧	761 件
-----	-------

(4) 固定資産台帳複写枚数

複 写	942 件	3,885 枚
-----	-------	---------